

2020年12月16日

各 位

会 社 名 株式会社アマナ
代 表 者 代表取締役社長 進藤 博信
(コード番号 2402 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役 Platform Design 部門担当
石 亀 幸大
(TEL. 03-3740-4011)

2020年12月期第3四半期報告書の提出期限延長（再延長）に係る 承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日、取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長（再延長）に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

第51期（2020年12月期）第3四半期報告書
（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）

2. 延長前の提出期限

2020年12月16日

※本来の法定提出期限は 2020年11月16日ですが、2020年11月16日付にて関東財務局より、提出期限の延長をご承認いただいております。

3. 延長が承認された場合の提出期限

2020年12月23日

4. 提出期限の延長（再延長）を必要とする理由

2020年11月4日付「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」及び同月16日付「2020年12月期第3四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社の連結子会社であった株式会社アマナデザイン（2020年7月1日付で当社との吸収合併により消滅しております。）において、売上高の架空計上並びに売上高及び外注原価の期間帰属の誤りがあった事案（以下「本件事案」といいます。）が判明したため特別調査委員会を設置し、その事実関係を解明すべく調査を行ってまいりました。また、2020年12月1日付「特別調査委員会の調査状況及び委員構成の一部変更・追加に関するお知らせ」に記載のとおり、上記調査の過程で、当社を含め外注原価の期間帰属の誤りに関する疑義（以下「本件類似事案」といい、本件事案と併せて「本件事案等」といいます。）が発覚するとともに、本件類似事案のうち1件について、当社経営陣の一部が当時その認識を有していた疑義（以下「新たな疑義」といいます。）が生じたことから、より独立性及び公平性が高い体制で調査を行うことが不可欠と判断し、特別調査委員会の委員構成を一部変更・追加し、調査体制を強化し、本件事案等及び新たな疑義を含めて調査範囲を拡大して事実関係解明のための徹底した調査を行ってまいりました。

当社は、2020年12月15日付で特別調査委員会の調査報告書を受領し、同日付で「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」を開示いたしましたが、本件類似事案及び新たな疑義に対する追加調査に応じて2020年12月期第3四半期報告書の提出のためのスケジュール全体が後ろ倒しとなったため、当社による財務諸表等及び四半期報告書の作成並びに監査法人による追加的なレビュー手続に時間を要しており、延長承認を受けた提出期限である2020年12月16日までに2020年12月期第3四半期報告書を提出することが困難であることから、上記のとおり、提出期限再延長の申請を行うことといたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかにお知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にはご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上